

チューリップサビダニ (*Aceria tulipae*) に関する病害虫リスクアナリシス報告書

平成25年4月8日
横浜植物防疫所調査研究部

第1 開始（ステージ1）

1 開始

病害虫のリスクに応じて効果的かつ効率的な植物検疫を実施していくためには、検疫対象の有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）を特定することが重要である。また、国際植物防疫条約（以下「IPPC」という。）の規定においても、検疫有害動植物の明示及び病害虫リスクアナリシス（以下「リスクアナリシス」という。）の結果に基づく病害虫リスク管理措置の実施を求めている。

このため、平成23年3月7日に植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）の改正等を行い、検疫有害動植物の定め方をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式へ移行するとともに、病害虫のリスクに応じた適切な病害虫リスク管理措置を実施するため、輸出国において検疫措置の実施を求める枠組みを新設する等の見直しを実施した。

引き続き、検疫有害動植物の特定及び適切な病害虫リスク管理措置の適用に係る検討のための技術的正当性の判断に資するため、我が国に侵入し、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれが未だ明らかでない有害動植物について、順次、病害虫を開始点とするリスクアナリシスを実施している。

今般、リストアップした対象の有害動植物について、IPPCが作成した植物検疫措置に関する国際基準に基づく手順に沿ってリスクアナリシスを実施した。

2 対象となる有害動植物

リスクアナリシスの対象となる有害動植物名をチューリップサビダニ (*Aceria tulipae*) と特定した。

関連する学名等の情報は、生物学的情報（別紙）に取りまとめた。

3 対象となる経路

リスクアナリシスの対象となる経路は、検討対象とする有害動植物の発生地域から輸入される寄主・宿主植物とする。関連する寄主・宿主植物等の情報は、生物学的情報（別紙）に記載する。

4 対象となる地域

リスクアナリシスを実施する地域を日本全域とした。

5 開始の結論

チューリップサビダニ (*Aceria tulipae*) を開始点とし、本種の発生地域から輸入される植物を経路とした日本全域を対象とする病害虫リスクアナリシスを開始する。なお、リスクアナリシスに必要な情報は、生物学的情報（別紙）に記載する。

第2 病害虫リスク評価（ステージ2）

1 有害動植物の類別

ステージ1で特定された有害動植物について、国内における発生及び公的防除の有無、定着及びまん延の可能性並びに経済的影響を及ぼす可能性について調査し、検疫有害動植物の定義内の基準を満たしているかどうかを検討する。なお、検疫有害動植物の基準を満たしていない場合は、それが判明した時点で評価を中止し病害虫のリスクは「無視できる」とする。

(1) 有害動植物のアイデンティティ

ア 名称

学名：*Aceria tulipae*

和名：チューリップサビダニ

イ 分類

目：*Acarina*（ダニ目）

科：*Eriophyidae*（フシダニ科）

ウ 系統等

植物検疫上考慮すべき系統等が存在するとの情報は得られなかった。

エ 他の有害動植物を媒介する能力

日本未発生のウイルスである *Garlic mosaic virus* 等を媒介することが報告されている。

(2) 有害動植物の日本での発生の有無及び公的防除の有無等

ア 日本での発生状況

本州、四国及び九州に発生している。

イ 公的防除の実施状況

本種に対して公的防除は実施していない。

(3) 評価にあたっての不確実性

本種は、上記のとおりウイルスを媒介することが知られており、また、媒介されるウイルスのリスクアナリシスが完了していないことから、不確実性を伴う。

(4) 有害動植物の類別の結論

本種は国内に発生しており、国内に存在する個体群と海外に存在する個体群の間には分類学上明確に区別されるとの情報はなく、日本と海外における本種の寄主・宿主植物に対する経済的な影響に差があるとの報告もない。また、本種は公的防除の対象ではなく、今後対象とする計画もない。以上から、本種は検疫有害動物の要件を満たしていないと判断した。

なお、本種は、上記のとおり日本未発生のウイルスを媒介することが報告されているが、媒介されるウイルスのリスクアナリシスは完了していない。

このため、本種が栽培の用に供する植物に付着していた場合、本種を媒介したウイルスの侵入及びまん延の可能性並びに我が国の農業生産に対する経済的影響は不明である。

2 リスク評価の結論

本種は検疫有害動物の要件を満たしていないことから、リスクアナリシスを中止する。しかし、栽培の用に供する植物に本種が付着していた場合、本種が媒介するウイルスに対するリスクアナリシスが未了であるため、媒介するウイルスの侵入及びまん延の可能性並びに我が国の農業生産に対する経済的影響が不明である。よって、別途、媒介するウイルスに対するリスクアナリシスを実施して、リスク管理措置の適用の可否を判断できるまで、栽培の用に供する植物に本種が付着している場合、暫定的に検疫対象とし管理措置を適用する必要がある。

一方、本種が栽培用に供する植物以外の植物（野菜、果実、切花等の消費の用に供する植物）に付着している場合は、本種を媒介して国内の栽培地で栽培される作物等へウイルスが伝搬される可能性はきわめて低いとされていることから、本種のリスクは「無視できる」、管理措置の適用は不要と考える。

3 リスクアナリシスの結論

本種について、栽培の用に供する植物に付着するものを除きリスク管理措置を必要としないものに位置づけることが妥当であると判断した。

チューリップサビダニ *Aceria tulipae* に関する生物学的情報

1 学名及び分類

(1) 学名

Aceria tulipae

(2) 英名、和名等

英名：garlic mite, onion mite, wheat curl mite

和名：チューリップサビダニ

(3) 分類

種類：昆虫

目：Acarina (ダニ目)

科：Eriophyidae (フシダニ科)

(4) 系統等

植物検疫上考慮すべき系統等が存在するとの情報は得られなかった。

2 寄主植物（主要寄主植物）

イタリアンライグラス、オーニソガラム、オーチャードグラス、チモシー、チューリップ、*Phleum phleoides* (イネ科フレウム属)、ネギ属 (CABI, 2013a)

3 寄生部位

球根、茎葉、花 (CABI, 2013a)

4 地理的分布

日本：本州、四国、九州 (梅谷, 2003)

世界：次の国・地域 (CABI, 2013a)

[アジア] インド、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム

[中東] トルコ

[欧州] イタリア、オランダ、グルジア、スペイン、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、モルドバ、ロシア

[アフリカ] エジプト、タンザニア、南アフリカ共和国

[北米] アメリカ合衆国

[中南米] キューバ、チリ、ブラジル、ベネズエラ

[大洋州] オーストラリア、ニュージーランド、フィジー

5 移動分散方法

飛翔 (CABI, 2013a)

6 形態及び生態

極めて微小で雌成虫は体長 0.25mm 内外のウジムシ型で淡黄色。脚は 2 対で前体部

にある。雄成虫は雌よりやや小型であるほかは形態的に類似する。チューリップでの寄生部位は花卉内側基部、球根先端部・基盤部であり、球根の生長とともに茎葉に寄生。(梅谷, 2003)

7 被害

(1) チューリップにおいて寄生を受けた球根は紫や茶褐色に変色し、やがてその部分が乾燥してくる。葉は湾曲して白い条斑が走る。(梅谷, 2003)

(2) 媒介するウイルス

本種が媒介するウイルスとして以下の記録がある。(CABI, 2013a、CABI, 2013b)

ア 日本未発生

Garlic mosaic virus 等のウイルスを媒介することが報告されている。

イ 日本既発生

なし

8 防除

日本ではチューリップ及びニンニクの適用農薬として、チューリップサビダニに対する薬剤の登録がある (FAMIC, 2013)。

引用文献

CAB International (2013a) *Crop protection compendium*. CAB International
(<http://www.cabicompedium.org/cpc/home.asp>)

CAB International (2013b) *Plantwise search*
(<http://www.plantwise.org/default.aspx?site=234&page=4408>)

梅谷献二・岡田利承 編 (2003) 日本農業害虫大事典. 全国農村教育教会. 1203pp.

農林水産消費安全技術センター (FAMIC) (2013) 農薬登録情報.
(<http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm>)